



備えあれば**憂い**なし!!

NOSAI の 園芸施設共済



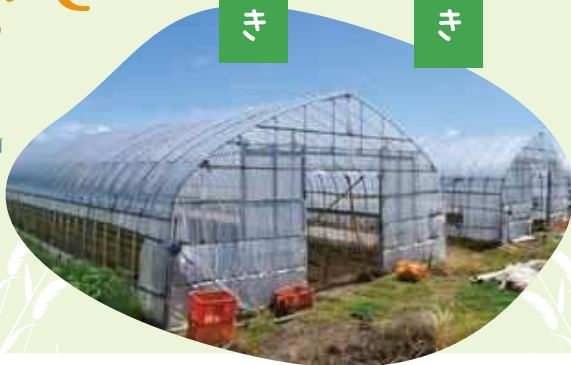
岡山県版

こんな時は
NOSAI まで
ご連絡ください!

張り替えたとき

◆ハウスの被覆材を

◆共済事故が発生したとき



安心のネットワーク
NOSAI

- ◆ 農業共済は公的な保険制度であり、園芸施設共済への加入が災害対策の基本です。
- ◆ 農業共済以外の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。
- ◆ 加入者の負担軽減のため、掛金の50%を国が負担します。
- ◆ 自然災害等に備えて、園芸施設共済に加入しましょう!!



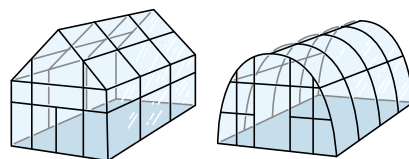
● 園芸施設共済のご加入について

① 基本加入

特定園芸施設（骨組 + 被覆材）

- ・プラスチックハウス
- ・ガラス室
- ・雨よけハウス など

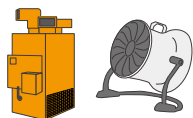
※所有・管理する特定園芸施設の面積が合計 10㎡以上であることが条件です。



② オプション加入

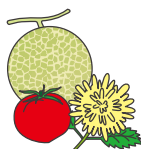
付帯施設

暖房・換気・かん水施設、自動制御施設、カーテン装置、サイド巻上機（くるくる）など



施設内農作物

施設内で栽培する作物（野菜・花き等）の生産費用



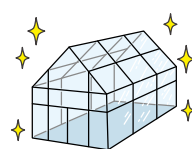
撤去費用

倒壊した園芸施設本体の撤去に要した費用



復旧費用

園芸施設本体・付帯施設の復旧に要した費用



※撤去費用・復旧費用は棟ごとに選択可能です。



③ 加入期間



共済責任期間は、**共済掛金等を納めていただいた日の翌日から1年間**となります。（被覆しない期間、栽培しない期間も含めた通年加入が基本です）

ただし、継続加入する場合で共済責任期間の終了日の1か月前から終了日まで共済掛金等を納めていただいた場合は、その終了日の翌日から1年間になります。

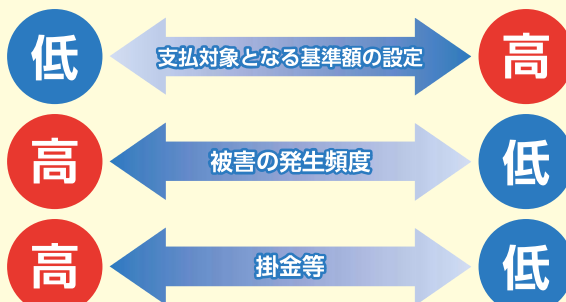


④ 小損害不填補

小損害不填補は支払対象となる基準額で、想定するリスクに合わせて棟ごとに設定できます。



詳しくは P5 をご確認ください



① 特定園芸施設は必ずご加入いただき、複数のハウスを所有されている場合は、そのすべてをご加入いただく必要があります。

※ただし、耐用年数を大幅に超過している棟や他の損害保険に加入している棟は、申出により除外することができます。

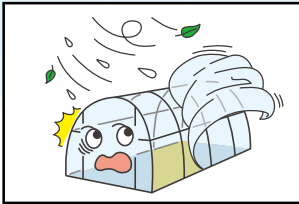
② 付帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用は加入者の希望により加入の選択ができます。

③ 加入期間中に未被覆期間がある場合は加入申込の際に申出ください。

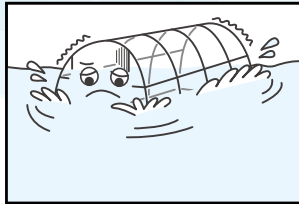
④ 小損害不填補はお支払いの基準となる額で、棟ごとの損害額がご選択いただいた金額を超えた場合に共済金をお支払いします。

● お支払対象となる災害（共済事故）

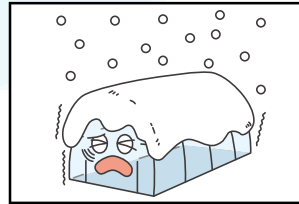
風害・ひょう害



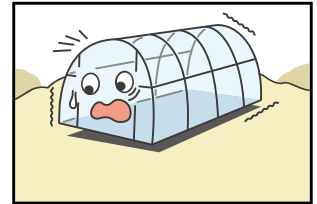
水害



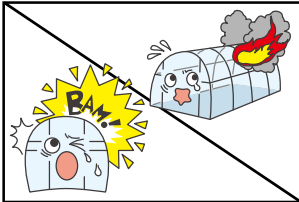
雪害



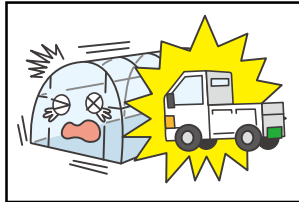
地震・噴火



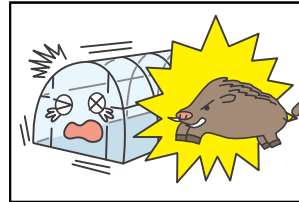
火災及び破裂・爆発



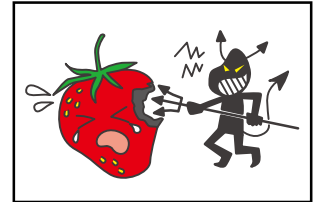
航空機の墜落及び物体の落下・
車輦及び積載物の衝突



鳥獣害



病虫害（施設内農作物のみ）



被害を受けた際には、**NOSAI 職員が損害評価を行いますのでお早めにご連絡ください。**

- * 暴風・積雪等から本体の損壊を避けるために被覆物を破く場合、必ず事前にご連絡ください。
- * 事前の連絡なく破いた被覆材を破棄した場合は支払対象となりません。
- * 事故発生通知を怠った場合は共済金の全部又は一部が支払われないことがあります。

〈お支払対象とならない事例〉

共済事故によって生じた損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、共済金をお支払いすることができません。

- ① 戦争、その他変乱によって生じた損害
- ② 共済目的の変質もしくは欠陥や老朽化による損害
- ③ 故意もしくは重大な過失による損害
- ④ 加入者と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ⑤ 施設内農作物において植物防疫法の規定に違反したことによって生じた損害

〈共済金が免責となる事例〉

次のいずれかに該当する場合、共済金の全部又は一部がお支払いできない場合があります。

- ① 通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき
- ② NOSAI が行う損害防止の指示に従っていただけなかった場合
- ③ NOSAI への損害発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ④ NOSAI への損害発生の通知を行うときに、正当な理由がなく、被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のを表示し又はその書類を偽造若しくは変造する等により不実の通知をしたとき
- ⑤ 加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附带施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき
- ⑥ 異動通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ⑦ 特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込みを遅滞したとき（正当な理由がある場合を除く）

● 共済価額

共済価額は共済金額（補償額）を算定する基礎となる金額です。

特定園芸施設の共済価額

①ハウス本体の再建築価額 × ②時価現有率 + ③被覆材の再取得価額 × ④経過割合

① ハウス本体の再建築価額 = 設置面積 × m²当たり標準価額

※m²当たり標準価額は国が定めた価額です。

▶m²当たり標準価額例

ガラス室（ガラス含む）	14,880 円
パイプハウス	3,650 円
鉄骨ハウス	15,760 円

左表は定められている標準価額の一部です。
ハウスに使用されている部材や構造により
価額は詳細に設定されています。

※再建築価額は施工時の見積書等により算出することもできます。

② 時価現有率

ハウス本体の価額は減価償却を反映した時価額となります。

▶時価現有率例（パイプハウスの場合）

経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上～
時価現有率 (%)	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50

※いずれのハウスも時価現有率の下限は 50% です。

③ 被覆材再取得価額 = 被覆面積 × m²当たり標準価額

※m²当たり標準価額は国が定めた価額です。

▶m²当たり標準価額例

農 PO	587 円
耐久性農 PO	700 円
硬質フィルム	2,670 円

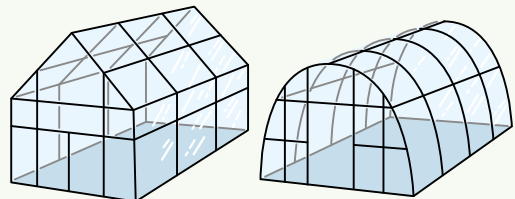
左表は定められている標準価額の一部です。
使用されている被覆材の材質や耐久性により
価額は詳細に設定されています。

④ 経過割合

被覆材の価額は経年劣化を考慮した価額となります。

▶経過割合例（農 PO の場合）

経過年数	1年未満	1年以上	2年以上
経過割合 (%)	100	50	25



○ 試算例（パイプハウス（設置後 7 年以上 8 年未満）の場合）

設置面積：500 m²、被覆面積：1,065 m²、パイプ外径：25.4mm 以下、被覆材：農 PO 0.15mm 厚（被覆後 1 年以上 2 年未満）の場合

①ハウス本体の再建築価額 = 500 m² × 3,650 円 = 1,825,000 円

②ハウス本体の時価現有率 = 65%

③被覆材の再取得価額 = 1,065 m² × 587 円 = 625,155 円

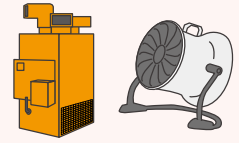
④被覆材の経過割合 = 50%

特定園芸施設の共済価額 = ① × ② + ③ × ④ = 1,825,000 円 × 65% + 625,155 円 × 50% = **1,498,827 円**

附帯施設の共済価額

附帯施設の再取得価額 × 時価現有率

※附帯施設の種類は多岐に渡るため定められた標準価額ではなく、**購入時の見積書等**を基に算出します。
 ※時価現有率は**施設本体と同様に50%が下限**です。



施設内農作物の共済価額

(ハウス本体の再建築価額 + 被覆材の再取得価額) × 施設内農作物価額算定率

※施設内農作物価額算定率とはハウスの価額から生産費を算出するための国が定めた率で、栽培される作物により異なります。



撤去費用の共済価額

m²当たり撤去費用基準額 × 特定園芸施設の設置面積

※m²当たり撤去費用基準額は国が定めた単価です。



※m²当たり撤去費用基準額

ガラス室	1,200 円
パイプハウス	290 円
鉄骨ハウス	880 円

復旧費用の共済価額

ハウス本体の再建築価額 - (ハウス本体の再建築価額 × 時価現有率)

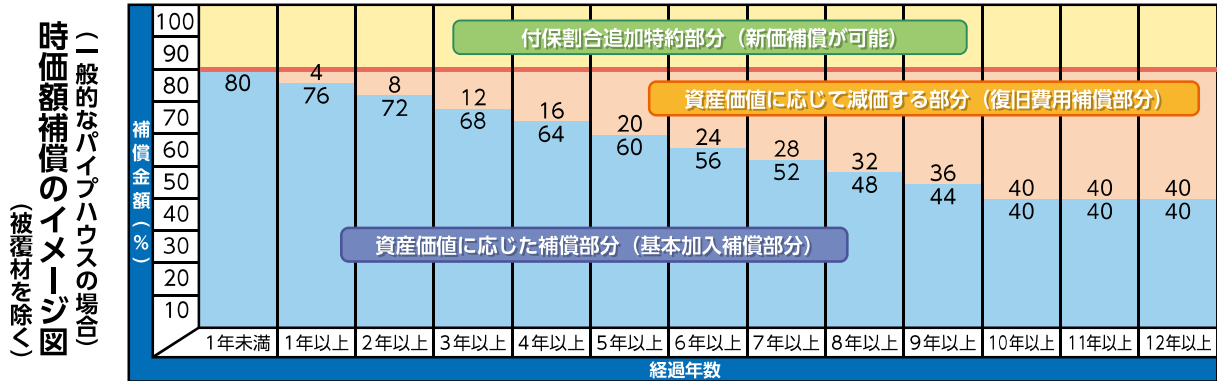
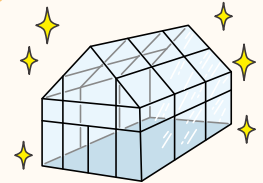
※附帯施設の復旧費用共済価額は「ハウス本体」を「附帯施設」に読み替えます。
 ★復旧費用は**特定園芸施設のうち、本体の時価現有率により減価する金額を補填する**ものです。

●試算例 (試算条件は左ページと同様)

ハウス本体の再建築価額 = 1,825,000 円

ハウス本体の再建築価額 × 時価現有率 = 1,186,250 円

復旧費用の共済価額 = 1,825,000 円 - 1,186,250 円 = **638,750 円**



●共済金額 (補償額)

共済金額は共済価額に加入者に選択いただく付保割合 (40~100%※) を乗じた額となります。

※付保割合は通常 80%までの選択ですが、**加入者の希望により 100%まで選択可能**です (付保割合追加特約)。

共済金額 (補償額)

=

共済価額

特定園芸施設の時価額

附帯施設の時価額

施設内農作物の価額

復旧費用の価額

撤去費用の価額

×

付保割合 (補償割合)

40~80%

+

付保割合追加特約

10~20%

※施設内農作物を除く

※付保割合 80%を選択時のみ附帯できます

● 共済金のお支払い

1事故に対しての1棟ごとの損害額が、加入時に選択する小損害不填補の基準額を超える場合に共済金をお支払いします。

※小損害不填補の基準額は棟ごとに選択が可能です。

《小損害不填補の基準額》

(※1)
特約 1万円

(※2)
標準 3万円

10万円

20万円

50万円

100万円

小損害から対象に
したい場合に！

基準額を上げることで掛金がお安くなります！

安

※1 共済価額の20分の1に相当する金額が1万円に満たない場合は、選択することができません。

標準の基準額から引き下げる特約であるため、別途掛金等が必要になります。

※2 共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たない場合は、その相当する金額となります。

《共済金の計算について》

共済金

=

損害額

×

$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ (付保割合)

※損害額の計算は次のとおりです。

《損害額の計算について》

特定園芸施設の損害額

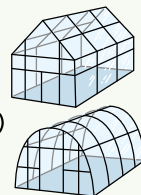
本体部分

ハウス本体の時価額 × 損害割合

●計算例 (パイプハウス (設置後7年以上8年未満、設置面積500㎡、パイプ外径25.4mm以下) が半壊した場合)

損害額 = 1,186,250 円 (共済価額) × 50% (損害割合) = 593,125 円

共済金 = 593,125 円 × 80% (付保割合) = **474,500 円**



被覆材

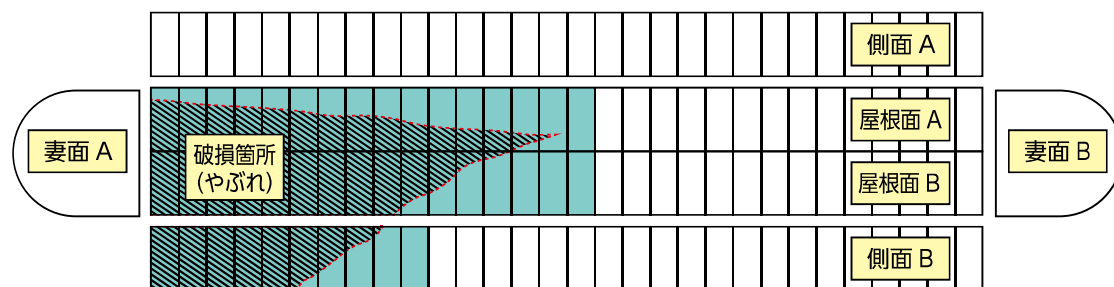
被覆材の時価額 × 損害割合 × (100% - 自然消耗割合)

※自然消耗割合とは、責任開始日から被害を受けた期間までの劣化を考慮した割合です (耐用年数を経過した被覆材については適用されません)。

●計算例

(パイプハウス (設置面積500㎡、パイプ外径25.4mm以下、被覆後1年以上2年未満、共済責任開始から4か月後)

《下図の損害が発生した場合》



(上図では 部分を被害部分として評価します。)

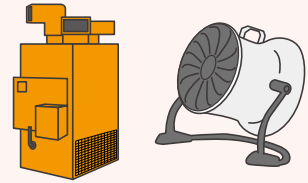
損害額 = 312,577 円 (共済価額) × 38.2% (損害割合) × (100% - 12% (自然消耗割合)) = 105,075 円

共済金 = 105,075 円 × 80% (付保割合) = **84,060 円**

附帯施設の損害額

- 全損の場合 $\text{附帯施設の共済価額} = \text{損害額}$
- 分損の場合 $\text{附帯施設の修繕費} \times \text{時価現有率}$

※附帯施設の修繕費は見積書等により査定します。



施設内農作物の損害額

$\text{施設内農作物の価額} \times \text{損害割合} \times (100\% - \text{分割割合})$

※病虫害の場合、分割割合が適用されます。



撤去費用の損害額

- 全損の場合 $\text{撤去費用の価額を上限に請求書等により査定した損害額}$
- 分損の場合 $\text{撤去費用の共済価額} \times \text{特定園芸施設の損害割合}$

※100万円を超えるととき又は当該特定園芸施設（プラスチックハウスにあっては、被覆材を除く。）に係る損害割合が50%を超えた場合にお支払いとなります。

※お支払いの際に請求書等の提出が必要となります。



復旧費用の損害額

$\text{復旧費用の価額} \times \text{損害割合}$

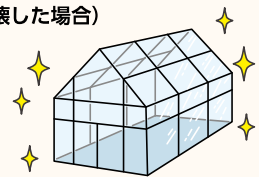
●計算例（パイプハウス（設置後7年以上8年未満、設置面積500㎡、パイプ外径25.4mm以下）が半壊した場合）

損害額=638,750円（共済価額）×50%（損害割合）=319,375円

共済金=319,375円×80%（付保割合）= **255,500円**

※お支払いの際に請求書等の提出が必要となります。

※自力復旧された場合は損害額に労務費相当額100円/㎡が加算されます。



● 異動通知

加入した特定園芸施設等について、お申し込み後に該当する異動（変更）が生じた場合には、遅滞なく異動通知をお願いします。

異動事由に応じて補償額の変更も可能です。

※補償額の変更を行う場合、掛金等の追徴または還付が発生します。

- ① 譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき
- ② 構造若しくは材質を変更、共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき
- ③ 他の保険若しくは共済に付したとき
- ④ 特定園芸施設の被覆期間等の変更
- ⑤ 施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき

- ⑥ 施設内農作物の発芽又は移植
- ⑦ 危険が著しく増加する事由

※損害発生通知後に異動通知が行われた場合は、共済金の一部又は全額が支払われない場合があります。

※⑤⑥は施設内農作物を共済目的とした共済関係の場合。



● 共済掛金等

ご負担いただく共済掛金等は、共済掛金と事務費賦課金の合計です。棟ごとに計算します。

$$\text{共済掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{共済責任期間}}{12 \text{ か月}} \times 50\% + \text{事務費賦課金}$$

※共済責任期間は原則1年間です。

○共済掛金の半分は国が負担します。

※復旧費用部分・付保割合追加特約部分・小損害不填補1万円特約部分の共済掛金は全額加入者負担となります。

※復旧費用部分・付保割合追加特約部分を除く共済金額が1億6千万円を超える部分の共済掛金は全額加入者負担となります。

※過去の損害率から個人ごと（危険段階別共済掛金率）に掛金率を設定しています。

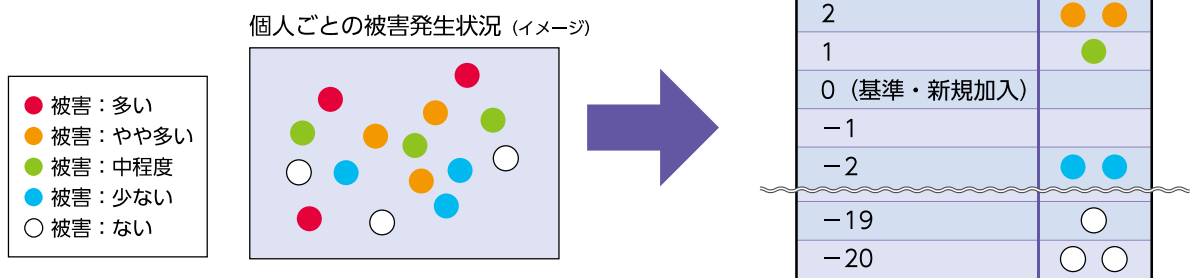
○ご負担いただいた共済掛金等は必要経費として計上できます。

危険段階別共済掛金率のイメージ

●施設区分ごと（ハウスの構造ごと）に41段階の設定がされています。

●適用される掛金率は1年ごとに直近20年間の加重平均損害率により判定します。

※共済金の支払いが多い人に比べ、共済金の支払いが少ない人は掛金の負担が軽減されます



● 加入例

試算例：パイプハウス（設置後7年以上8年未満）の場合

試算条件：設置面積：500㎡、パイプ外径：25.4mm以下、被覆材：農PO 0.15mm厚（被覆後1年以上2年未満）



Q どんな補償内容で加入すればいいのだろうか…

A まずは標準コースをご検討ください！



標準コース

①特定園芸施設（基本加入）+ ②付保割合80% + ③小損害不填補3万円

掛金等 **19,815** 円

全損した場合
共済金 **1,199,061** 円

損害額3万円以下は対象外



Q 少額の被害も補償してほしいなあ…

A 小損害不填補の基準額を 3 万円から 1 万円に変更することでより少額の被害も補償します！



標準コース + 小規模損害補償コース

①特定園芸施設 (基本加入) + ②付保割合 80% + ③小損害不填補 1 万円

掛金等 **20,104** 円

全損した場合
共済金 **1,199,061** 円

損害額 **1 万円以下**は対象外



Q 古いハウスの補償が不安だなあ…

A 特約を附帯いただくと最大で新築価額 100% まで補償することができます！



充実コース

①特定園芸施設 (基本加入) + 復旧費用特約 + ②付保割合 80% + 付保割合追加特約 20% + ③小損害不填補 3 万円

掛金等 **36,986** 円

全損した場合
共済金 **2,137,576** 円

損害額 3 万円以下は対象外



Q 台風・雪害・地震などの大災害だけの補償はないかしら…

A 小損害不填補の基準額を高くすることで大災害へ重点をおいた補償となります！



充実コース + 割引コース

①特定園芸施設 (基本加入) + 復旧費用特約 + ②付保割合 80% + 付保割合追加特約 20% + ③小損害不填補 100 万円

掛金等 **1,411** 円

全損した場合
共済金 **2,137,576** 円

損害額 100 万円以下は
対象外

● 各種割引制度について

● 集団加入による割引制度

生産部会や地域の集団でご加入の場合、掛金等の割引ができます。
所属されている生産部会等でぜひ、ご検討ください。

【割引の要件】

下記の内容について生産部会等とNOSAIで協定を結びます。

- ①園芸施設共済に加入する旨の取り決めを行うこと
- ②一斉加入受付を実施すること
- ③特定園芸施設の適切な補強・保守管理に取り組むこと



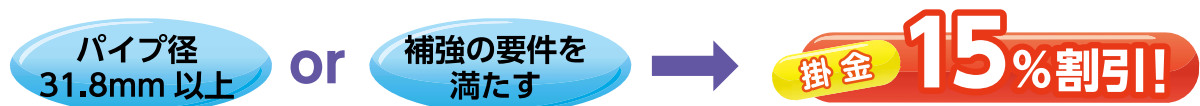
【割引の内容】



● 補強した特定園芸施設の割引制度

プラスチックハウスⅡ類（パイプハウス）のうち、主要骨材のパイプ径が31.8mm以上のハウス及び31.8mm未満の場合は農林水産省の定める補強の基準を満たしているハウスの掛金を割引します。

【割引の内容】

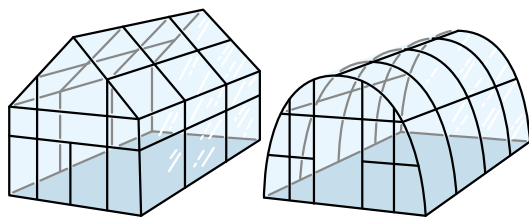


● 収入保険とのセット加入がおすすめです！

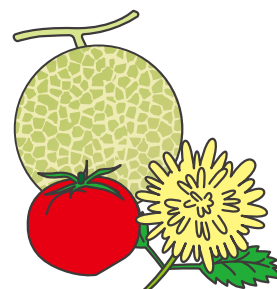
農業経営には農業用設備の損壊のほかに、市場価格の低下、自然災害による収量の減少といった様々なリスクが潜んでいます。

ハウスの損害を補てんする園芸施設共済と収入の減少を補てんする収入保険のセット加入により、充実の補償で安心して農業を行えます。

この機会に、収入保険へのご加入もご検討ください。



園芸施設共済



収入保険

※収入保険への加入は青色申告を行っている方が対象となります。

※収入保険については、園芸施設共済の施設内農作物と重複しての加入はできません。

園芸施設共済のご加入にあたって 〈重要事項説明書〉

この説明書は、園芸施設共済への加入に当たり、加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、お近くの農業共済組合（以下「NOSAI」といいます。）にお問い合わせ願います。

なお、この説明書は「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月1日より、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日より施行されたことに伴い重要事項を説明するものです。

共済関係の成立

加入者が所有又は管理する全ての特定園芸施設について加入の申し込みを行い、NOSAIがこれを承諾することによって、園芸施設共済の共済関係が成立します。なお、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用を付する場合は必ず特定園芸施設にご加入ください。この場合、附帯施設、施設内農作物については、一部の特定園芸施設のみに付することはできません。

※台風接近時は加入手続きを行うことができない場合があります（継続加入を除く）。

※次に掲げる①～⑦に該当する特定園芸施設については引受対象となりません。

- ①共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- ②損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- ③通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること。
- ④加入者が申し出た小損害不填補の基準額が10万円又は20万円である場合において、当該特定園芸施設にかかる共済関係の共済価額が当該金額以下であること。
- ⑤当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、加入者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。
- ⑥既に園芸施設共済に付されていること。
- ⑦当該特定園芸施設の経過年数が国の定める年数（耐用年数の2.5倍）を超えており、かつ、加入者が共済関係を成立させない旨の申出をしていること。

共済責任期間及び共済責任開始日

共済責任期間は、加入承諾書で通知した払込期限内に、掛金をNOSAIに払い込んだ日の翌日から1年間となります。ただし、以下の場合においては事業規程等に定められた月単位から短期加入が可能です。

- 1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
- 2) 当該特定園芸施設の設置期間が1年に満たない場合

共済価額

共済責任開始時における特定園芸施設等の価額で、共済金額及び共済金の算定基礎となります。特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用、特定園芸施設復旧費用、附帯施設復旧費用ごとに、設置面積及び建築年数等により決定した価額です。

※共済責任期間中の増改築又は被覆材の変更等により共済価額の変更が生じる場合は異動通知を行ってください。

共済金額（補償額）

共済価額に加入者が選択した付保割合（40～100%）を乗じた金額です。また、共済金が支払われた場合でも、同一共済責任期間中の共済金額は減額しません。

共済関係の消滅

特定園芸施設本体の損害が8割（パイプハウスは9割）以上となった場合は全損又は経済的全損となり、共済関係は消滅します。この場合、残存する共済責任期間の共済掛金の返還はありません。

共済掛金等

共済掛金等 = 共済掛金^{*1} (共済金額×掛金率^{*2}) × 1/2 + 賦課金^{*3}

※1 共済掛金の5割を国が負担します（復旧費用及び付保割合追加特約、小損害不填補1万円特約に係るものを除く）。また、共済掛金は被覆期間、未被覆期間でそれぞれ計算を行います。

※2 掛金率とは、共済掛金の算出の基礎となるもので、過去一定年間における被害の状況をもとに加入者ごとに定められます。

※3 賦課金とは、共済事業を行うために必要とする事務費を共済加入者に負担していただく費用です。

小損害不填補の基準額

加入者が加入申込時に選択するもので、共済金の支払対象の基準となる金額です。

ア 3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）ただし、小損害不填補1万円特約を付加した場合は1万円。

イ 10万円 ウ 20万円 エ 50万円 オ 100万円

共済事故

共済金の支払対象となる事故は、次のとおりです。

- ①風水害・ひょう害・雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害
- ②火災
- ③破裂及び爆発
- ④航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥病虫害（施設内農作物に加入の場合）
- ⑦鳥獣害

※②～⑤の事故については、事故経過報告書が必要です。

※⑥の事故については、被害の兆候が確認された日に損害発生通知を行ってください。

支払責任のない損害・事由

共済事故であっても、次のいずれかに該当する場合は、共済金を支払うことができません。

- ①変乱によって生じた損害
- ②被覆物の自然消耗、施設の瑕疵及び故障による損害
- ③加入者（同一世帯に属する親族を含む）の故意又は重大な過失、法令違反による損害
- ④植物防疫法の規定違反による損害
- ⑤生理障害又は業害による損害
- ⑥損害防止にかかった費用
- ⑦通常行うべき管理又は損害防止の義務を怠ったとき
- ⑧損害発生時の通知の怠り又は不実の通知をしたとき（施設内農作物の病虫害は、被害の兆候が確認された日に損害発生通知を行ってください）
- ⑨正当な理由がなく、被害確認に係る書類の提出を拒み、又は提出した書類について故意に不実の通知をしたとき
- ⑩加入申込みの内容について、不実の通知をしたとき

共済金の支払い

特定園芸施設等ごとに、共済事故による損害額が小損害不填補の基準額を超える場合、共済金を次式により支払います。

- ・支払共済金 = 損害額 × 付保割合 (共済金額 ÷ 共済価額)
- ・損害額 = 被害額 - (残存物価額 + 賠償金等)
- ・被害額 = (特定園芸施設の価額 × 損害割合) + (附帯施設の価額 × 損害割合) + (施設内農作物の価額 × 損害割合) + (撤去費用の価額 × 損害割合) + (復旧費用の価額 × 損害割合)

○特定園芸施設本体の被害額の算定

パイプハウス以外は、園芸施設共済評価要領に従い、部材ごとに評価し損害割合で算出し、またパイプハウスは次によりスパンごとに被害判定を行いスパン割りで算出します。

- ・局部的に激しく曲がり、又は腰折れとなっているもの。

- ・主骨材が直管パイプで、つなぎのできない曲がりとなっているもの。
- ・施設内で通常の栽培作業を行うことができない程の変形が生じているもの。

○特定園芸施設の被覆材の被害額の算定

妻面、側面、屋根面ごとに被害面積割合を算出します。被害面積割合とは、被覆面積に対する新たに被覆を要する面積の割合です。新たに被覆を要する面積とは、受け材（タルキ及びスパン）単位に修復するとして、最小限度の重複部分を含め破損した部分の面積です。また、プラスチックフィルム等の損害額の算出には、共済責任期間開始からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用され、被覆材価額が減少します。算定式は次のとおりです。

- ・被覆材価額×被害面積割合×（100%－自然消耗割合（耐用年数経過後を除く））

※施設構造部分ごとに被害面積が被覆面積の80%以上となった場合、被害面積割合は100%とします。

【一般軟質フィルムの自然消耗割合】

自然消耗割合	適用経過月数
0%	共済責任開始日から3か月間 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から3か月間。
12%	共済責任開始日から4か月以上 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から4か月以上。
25%	共済責任開始日から7か月以上 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から7か月以上。
37%	共済責任開始日から10か月以上 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から10か月以上。

【一般硬質（耐久性軟質）フィルムの自然消耗割合】

自然消耗割合	適用経過月数
0%	共済責任開始日から6か月間 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月間。
14%	共済責任開始日から7か月以上 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から7か月以上。

○附帯施設の被害額の算定

全損の場合、被害額は共済価額です。

分損の場合、修繕費に時価現存率を乗じて算定し（共済価額が上限）、共済事故発生直前の状態に復旧するための最低限の費用となります。修繕費は施工業者の見積書等により算定します。

○施設内農作物の被害額の算定

共済事故が発生した都度、その被害の進行が停止した時に損害評価を行い、生育ステージを考慮した損傷程度により算定します。なお、病虫害事故は分割が適用となり、被害額から差し引かれます。

○撤去費用の被害額の算定

特定園芸施設（被覆材を除く）の撤去に要した金額が100万円を超えた場合、又は特定園芸施設の損害割合（被覆材を除く）が50%（ガラス室は35%）を超えた場合に支払います。

○復旧費用の被害額の算定

特定園芸施設（被覆材を除く）及び附帯施設の復旧（再建）に要した費用が、時価額を超える場合に支払います。

※撤去費用、復旧費用の補償には、園芸施設共済撤去・復旧計画書、領収書の提出が必要です。また、撤去・復旧をした場合は遅滞なくその旨を組合に通知し、領収書等を添えて共済事故の発生した日から1年以内に提出してください。

※加入者（同一世帯に属する親族を含む）自身が撤去する場合は支払われません。

※復旧作業の実施者が施工業者以外の場合は、材料費等の請求書等の額に加えて実際に支払った労務費と100円/m²のいずれか大きい額を加算して支払います。

損害発生通知及び被害調査協力

加入した特定園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なくNOSAIに次の事項の通知をお願いします。

- ①共済事故の種類
 - ②共済事故の発生年月日
 - ③共済事故を受けた施設の棟番号及び損害の状況
 - ④その他被害の状況が明らかとなる事項
- 〔重要〕必ず修復前に通知してください。損害発生通知を怠った場合、被害確認ができない場合は共済金の全部又は一部が支払われないことがあります。

損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について通常の管理・損害防止を行ってください。これらの努力を怠った場合は損害の額から防止・軽減できたと思われる額を差し引く場合があります。

異動通知

加入した特定園芸施設等について、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく通知をお願いします。

- ①譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき
- ②構造若しくは材質を変更、共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき
- ③他の保険若しくは共済に付したとき
- ④特定園芸施設の被覆期間等の変更
- ⑤施設内農作物の種類、栽培面積の変更若しくは栽培期間を変更したとき
- ⑥施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物の発芽（は種されたものが80%以上発芽した状態をいう。）又は移植
- ⑦危険が著しく増加する事由

個人情報の取り扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」といいます）については、NOSAIが引受の判断、共済金等の支払、共済関係の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。なお、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律第16条第3項各号に掲げる場合を除き、保険資格者の同意を得るものとします。

NOSAIは、共済責任のうち一定部分を国の保険に付しているため、この二者間で個人情報を共同利用します。

その他の事項

かつて無い災害などにより、NOSAIの財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等の支払う金額を削減することがあります。



●お問い合わせは …… 岡山県農業共済組合 ☆ NOSAI 岡山ホームページ <http://www.ok-nosai.or.jp/>

岡山支所 TEL.(086)277-5511
〒703-8265 岡山市中区倉田 436 番地 2

井笠支所 TEL.(0866)83-2600
〒714-1201 小田郡矢掛町矢掛 2979 番地 1

真庭支所 TEL.(0867)44-5520
〒717-0023 真庭市江川 794 番地 1

東備支所 TEL.(0869)92-0404
〒709-0451 和気郡和気町和気 438 番地 10

高梁支所 TEL.(0866)21-0350
〒716-0062 高梁市落合町近似 267 番地 29

津山支所 TEL.(0868)36-7730
〒708-1205 津山市新野東 567 番地

倉敷支所 TEL.(0866)92-1771
〒719-1156 総社市門田 85

新見支所 TEL.(0867)72-4455
〒718-0017 新見市西方 423 番地 6

勝英支所 TEL.(0868)38-1240
〒709-4316 勝田郡勝央町勝間田 201 番地